

雲南市告示第167号

雲南市役所展示棚利用規程

(趣旨)

第1条 この告示は、市のブランド価値の向上並びに出品団体のブランド力及び企画力の向上を図ることを目的とし、市の産業分野の成果物等を雲南市役所1階に備え付けの展示棚に展示することについて、必要な事項を定めるものとする。

(展示条件)

第2条 展示対象は、市内の組織及び団体で、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれがあるもの
- (5) 展示棚に収まらない等大きさが不適當なもの
- (6) その他展示品として展示することが適當でないと市長が認めるもの

(申請)

第3条 展示を希望する組織及び団体は、雲南市展示棚利用申請書(別記様式。以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。

(展示許可通知)

第4条 市長は、申請書が提出されたときは、当該書類及び第2条に該当しないものであることを審査し、申請者に展示の可否を通知するものとする。

(展示期間)

第5条 展示品の展示期間は、当該展示をした日から1月以上4月以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(搬入及び搬出)

第6条 展示品の搬入及び搬出は、申請者が行うものとし、その期間については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 搬入期間 各展示期間の始期から市の休日を除いた5日間
- (2) 搬出期間 各展示期間の終期から遡り、市の休日を除いた5日間

2 市長は、申請者自らによる展示の取下げの申し出があったとき又は展示品が第2条各号のいずれかに該当することが判明したときは、速やかに展示品

を撤去し、適正に処理するものとする。

(破損、盗難等の責任)

第7条 展示品の破損、汚損、盗難、天災その他不可抗力とみなされる損害に対しては、市は一切の責任を負わないものとする。

2 申請者の瑕疵により展示棚等が破損・汚損された場合は、申請者の責任及び負担において解決しなければならない。

(庶務)

第8条 展示棚の庶務は、産業振興部産業推進課において行う。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。